

1～3年生  
(36月未満在学)  
全員対象

## 高等学校等就学支援金の手続きについて

令和7年度は高校生等授業料無償化に伴い、就学支援金の対象外となる場合でも給付されます。昨年度以前と異なり、所得超過による対象外であっても保護者の収入の確認が必須となります。つきましては、これまで「意向なし」と登録されていた世帯でも、必ず「意向登録」と「受給資格認定申請」を実施するようお願いいたします。

右側のURLから「e-Shien」へアクセスのうえ、①～③の中から該当する区分に沿って申請してください。

(e-Shienログインページ)

<https://www.e-shien.mext.go.jp/eshien-s-web/login/login>

(文部科学省HP…利用マニュアル)

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/mushouka/01753.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/01753.html)

①就学支援金受給資格認定済みで保護者等情報に変更がない場合

・郵送書類添付の「ログインID通知書」で「e-Shien」へログイン  
・継続意向登録「現在認定されており、引き続き高等学校就学支援金の支給を受けたいと考えています」を選択、保護者等情報の変更について「ありません」を選択  
・収入状況届出を提出

②就学支援金受給資格認定済みで保護者等情報に変更がある場合  
※離婚・死亡・収入状況提出方法の変更等

・郵送書類添付の「ログインID通知書」で「e-Shien」へログイン  
・継続意向登録「現在認定されており、引き続き高等学校就学支援金の支給を受けたいと考えています」を選択、保護者等情報の変更について「あります」を選択  
・保護者等情報変更届出を提出

③令和7年6月までの就学支援金の受給資格が不認定、又はこれまで「意向なし」と登録していた場合

・郵送書類添付の「ログインID通知書」で「e-Shien」へログイン  
・意向登録「高等学校等就学支援金の支給を受けたいので、受給資格を申請し、収入状況を提出いたします。」を選択  
・「認定申請」から受給資格認定申請を提出

※各手続共通 (①収入状況届出②保護者等情報変更届出③受給資格認定申請) 申請登録画面「保護者等情報入力」における収入状況の提出方法について

個人番号カードを利用して保護者等情報収入状況を提出します。

・マイナンバーカード→マイナポータルを利用した自己情報の取得

・マイナンバー通知カード、もしくはマイナンバーつき住民票→保護者の個人番号を直接入力

(提出後各自治体経由で自己情報を取得して審査。)

どうしても個人番号カードの利用が難しい場合、学生課学生支援係まで課税証明書の写しを提出して頂くこととなりますので、その場合は、7月23日(水)までに学生課学生支援係までご連絡ください。

正確な情報を登録してください。  
とくに保護者人数の誤りが無いようお願いいたします。

申請後に、「臨時支援金意向登録」のボタンが出ますので、併せて申請します。

※認定済みの場合でも、令和6年の収入により就学支援金制度が不認定となる場合がありますので、

必ず「申請します」と選択してください。

**登録・提出期限：令和7年7月30日(水)**

その他

・「e-Shien」はスマートフォン・タブレット・パソコンから手続きいただけますが、それらの環境が無く、「e-Shien」が利用できない場合は、学生課学生支援係にお申し出ください。

・下記の家計急変事由に該当する場合はご連絡ください。状況を確認し、家計急変支援制度を別途ご案内いたします。  
(例：保護者等の負傷・疾病による療養のため勤務できないこと、その他自己の責めに帰することのできない理由による離職など、従前得ていた収入を得ることができない場合)

※本申請の認定結果通知後、保護者情報に変更がある場合は、速やかにご連絡ください。

担当：学生課学生支援係  
TEL：0246-46-0873